村立施設における感染防止対策の指針

令和2年6月22日 鶴 居 村

趣旨

- 本指針は、村立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者 及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。
- 村立施設の使用にあたっては、以下の徹底した感染防止対策を講ずるものとする。

1 施設管理者が実施する事項

(3つの「密」の防止)

- 「3つの密」を徹底的に避けるため、「ソーシャルディスタンシング」の取組を実施する。
- 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示する。
- ・ 座席等がある場合は、十分な間隔を空け(四方を空けた席配置等)対面しないよう利用させる。
- 座席等を使用させないところに、「ソーシャルディスタンス」などを表示する。
- 公園等の場合は、十分な間隔をとるための工夫をする。
- 施設内(室)において、人との間隔を、できるだけ2m(最低1m)とれる最大入場 人員を把握し、この人数を超える場合は、入場制限を実施する。(入場制限の可能性が あることを、事前に周知する。)

なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて 順番待ちができるよう努めるなどの対応を行う。

- 外気を取り入れるため、定期的に換気を実施する。(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
- 利用者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫(案内役のスタッフの配置など)を行う。

(飛沫感染、接触感染の防止)

- 施設職員に対しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- 施設内の座席・器具など共有物は、定期的に消毒を実施する。
- 利用者と対面する場合(入場料徴収、売店など)は、ビニールシートなどで仕切を設置する。

(業種別のガイドライン等の取組)

- 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを 踏まえ、必要な感染防止対策を徹底する。
- 感染防止対策の取組を可視化するため、「『新北海道スタイル』安心宣言」などを掲示する。

(施設利用者への協力依頼)

- マスクをしていない利用者へのマスクを用意する。(可能な範囲で対応)
- 入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を要請する。
- 非接触型体温計などにより、検温・体調管理を行う。
- 大声での会話を行わないよう呼びかけを行う。(声援などは控える)
- 業種別のガイドラインに基づき、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、利用者名簿を作成する。

2 施設利用者へお願いする事項

- 発熱又は風邪の症状がある者や、体調不良の利用者の入場を制限する。
- 症状がなくてもマスクを着用する。
- 入場時に手指の消毒をする。
- 咳エチケットや手洗いをする。